

愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県内において市町及び企業団が実施する水道事業（水道用水供給事業を含む。以下同じ。）について、市町の区域を超えた広域的な水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）間の連携等（水道事業者間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下「広域化」という。）を推進するために策定する愛媛県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）の具体的な内容を検討するため、愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通しに関すること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果に関すること。
- (3) 今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容及びそのスケジュールに関すること。
- (4) その他、プランの策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、愛媛県総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、愛媛県総務部総務管理局市町振興課長及び愛媛県県民環境部環境局環境政策課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統轄し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者をオブザーバーとして出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会の任務を効率的に処理するため、委員会に、別表第2の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 部会に属すべき者は、副委員長及び委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名する者がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(解散)

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、愛媛県総務部総務管理局市町振興課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

愛媛県東予地方局総務企画部地域政策課長
愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課長
愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課長
松山市理財部財政課長
松山市公営企業局管理部企画総務課長
今治市企画財政部財政課長
今治市水道部水道総務課長
宇和島市総務部財政課長
宇和島市水道局業務課長
八幡浜市企画財政部財政課長
八幡浜市産業建設部水道課長
新居浜市企画部財政課長
新居浜市上下水道局企業経営課長
西条市財務部財政課長
西条市環境部水道業務課長
大洲市総務企画部財政契約課長
大洲市建設部水道課長
伊予市総務部財政課長
伊予市水道課長
四国中央市総務部財政課長
四国中央市水道局水道総務課長
西予市総務企画部財政課長
西予市建設部上下水道課長
東温市総務部財政課長
東温市産業建設部上下水道課長
上島町総務課長
上島町生活環境課長
久万高原町総務課長
久万高原町環境整備課長
松前町総務部財政課長
松前町産業建設部上下水道課長
砥部町企画財政課長
砥部町上下水道課長
内子町総務課長
内子町建設デザイン課長
伊方町総合政策課長
伊方町上下水道課長
松野町総務課長
松野町建設環境課長
鬼北町総務財政課長
鬼北町水道課長
愛南町企画財政課長
愛南町水道課長
南予水道企業団事務局長
津島水道企業団事務局長

別表第2（第6条関係）

名称	所掌事務
東予部会	愛媛県東予地方局管内における水道事業に関する事項
中予部会	愛媛県中予地方局管内における水道事業に関する事項
南予部会	愛媛県南予地方局管内における水道事業に関する事項